平成２７年（フ）第１０５３６号
東京都江戸川区東小岩６丁目36―３
債務者　大塚　麻美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５６５号
東京都調布市小島町２丁目38―７―704
債務者　江頭未知子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５６６号
東京都八王子市元八王子町３丁目2437―１―105
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５６９号
東京都江戸川区西瑞江３丁目19―161　ＣａｓａＷ３瑞江Ｂ103
債務者　山崎　夏美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５７６号
東京都足立区栗原１丁目22―11　レオパレス西新井第２　201
債務者　大江　夏生
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５９０号
東京都世田谷区船橋１丁目48―16―102
債務者　小形　誠一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５９１号
東京都江東区富岡２丁目10―16―206
債務者　寺川　裕子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５９８号
東京都渋谷区笹塚２丁目33―11―305
債務者　柴坂　紅音（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６００号
東京都中野区上鷺宮４丁目８―14
債務者　清川真理子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７１号
横浜市旭区本村町43番地２　第３内田ハイム103
債務者　内田　沙耶
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２２号
静岡県焼津市中新田770番地の２
債務者　岩ケ谷美和子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２号
沖縄県沖縄市字桃原345番地　県営泡瀬団地１棟609号
債務者　崎濱　亜衣（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５７９号
静岡市清水区高橋５丁目11番53号　ロータスハウスⅡ　101号
債務者　遠藤沙弥佳
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８２号
静岡県牧之原市細江1861番地３　プルミエール　306
債務者　田崎よし乃（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部